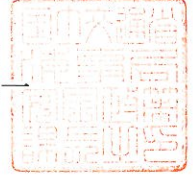


国海安第94号
平成26年6月30日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全政策課長
加藤 光



船舶検査心得の一部改正について

標記について、船舶消防設備規則等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正
することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。
また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。



船舶消防設備規則等の一部改正に伴う船舶検査心得の一部改正について

1 改正の経緯

海難事故の防止、海上の人命の安全確保等を目的として、「1974年の海上における人命の安全のための国際条約（以下「SOLAS条約」という。）」が国際海事機関（以下「IMO」という。）において策定されており、我が国もこれら条約の内容を船舶消防設備規則等に取り入れて安全規制を実施しています。

今般、IMOにおいて、SOLAS条約附属書改正案が採択されました。これら附属書は平成26年7月1日に発効予定であり、我が国においても改正内容を担保するため、船舶消防設備規則等において所要の改正を行いうこととしている。

今般これらの改正に伴い、以下のとおり船舶検査心得の改正を行う。

2 改正の概要

- ① 自蔵式呼吸具の空気ボンベの装備要件の明確化
自蔵式呼吸具の空気ボンベを訓練で使用するによって法定装備数を下回らないようにするための規定に対する解説を規定
 - ② 旅客定員36人以下の旅客船及びRO-RO貨物区域等を有する貨物船の隔壁及び甲板の防熱保全性基準の一部強化
2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示
 - 旅客定員36人以下の旅客船のRO-RO貨物区域との境界となる隔壁及び甲板の要件の変更
 - ③ 消防設備
 - (1) ロールオン・ロールオフ貨物区域等に設置する固定式消火装置の設置基準及び性能要件の改正
 - (2) 消防員間の通信手段に関する規定の新設
 - (3) 固定式甲板泡消火装置の性能要件の改正
 - (4) 固定式鎮火性ガスガス消火装置の性能要件の改正
 - (5) 固定式非常用消防ポンプの低温時始動に係る要件の変更
 - (6) 火災探知装置の非常電源の要件の強化
- 3-1 船舶設備規程
- 火災探知装置の非常電源、非常電源用電路及び切替開閉器の詳細基準を規定

3-3 船舶消防設備規則

- ロールオン・ロールオフ貨物区域等における固定式加圧水噴霧装置の要件削除等に伴う変更
- 消防員間の通信手段として設ける消防員用持運び式双方向無線電話装置の防爆要件、装備数等を規定
- 固定式甲板泡装置のモニター及び持運び式発泡ノズル用ホース連結船の貨物タンク後方に配置しないことが出来る場合の条件を規定

3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示

- 固定式非常用消防ポンプの原動機について、低温時の手動起動ができない場合の電気加熱装置の設置を規定
- 固定式鎮火性ガス消火装置の貨物区域に放出する炭酸ガスの放出量の基準及び消火剤として使用する炭酸ガスの量を決定する場合における同一区画となる場合の解釈を規定
- 固定式水系消火装置の性能要件の詳細を規定
- 固定式甲板泡装置について、消防用送水管と共通配管とする場合の要件、使用される泡の膨脹率等及び泡による消火が適切でない貨物に対する消火設備などを規定。
- 個人装具を構成する安全灯の防爆要件を規定
- 自蔵式呼吸具の空気ボンベの空気残量の低下時の警告を行うための装置を規定

④ 騒音コードの取入れに係る船舶設備規程等の改正

1-1 船舶安全法施行規則

- 臨時検査が必要な改造の規定のうち、「船舶に固定して施設されるもの」に遮音材を追加
- 定期検査を初めて受ける場合の提出書類に遮音材の関係図面を追加

3-1 船舶設備規程 及び

3-1-9 船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示

- 騒音コード取入れに伴う改正された船舶設備規程第 115 条の 4 の 2 の適用、用語の定義、測定要件、騒音調査報告書及び警告表示の様式並びに聴覚保護具の要件の詳細などを規定。

⑤ 水上から遭難者を救助するための手引書の作成及び備え置き義務化

3-2 船舶救命設備規則

- 手引書の作成に係る内容を規定